

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第123号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

別表第6 医療職給料表の項中

12号給

12号給

を

12号給

13号給

に改

め、同表看護職給料表の項中「13号給」を「14号給」に改め、同表土木技術職建築技術職  
電気技術職機械技術職給料表の項中「8号給」を「9号給」に改める。

別表第8 備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	職員の区分	
	1 項 職 員	2 項 職 員
1 年 未 満	100,400 <sup>円</sup>	50,200 <sup>円</sup>
1 年 以 上 2 年 未 満	100,400	50,200
2 年 以 上 3 年 未 満	100,400	50,200
3 年 以 上 4 年 未 満	100,400	50,200
4 年 以 上 5 年 未 満	100,400	50,200
5 年 以 上 6 年 未 満	100,400	50,200
6 年 以 上 7 年 未 満	100,400	48,400

7年以上8年未滿	100,400	46,600
8年以上9年未滿	100,400	44,800
9年以上10年未滿	100,400	43,000
10年以上11年未滿	100,400	41,200
11年以上12年未滿	100,400	39,400
12年以上13年未滿	100,400	37,600
13年以上14年未滿	100,400	35,800
14年以上15年未滿	100,400	34,400
15年以上16年未滿	100,400	33,000
16年以上17年未滿	98,800	31,600
17年以上18年未滿	97,200	30,200
18年以上19年未滿	95,600	28,800
19年以上20年未滿	94,000	27,400
20年以上21年未滿	92,400	26,000
21年以上22年未滿	89,100	25,400
22年以上23年未滿	85,400	24,800
23年以上24年未滿	82,100	23,900
24年以上25年未滿	78,400	23,200
25年以上26年未滿	75,100	22,600
26年以上27年未滿	70,200	22,000
27年以上28年未滿	65,700	21,400
28年以上29年未滿	61,200	20,700

29年以上 30年未満	56,300	20,400
30年以上 31年未満	51,600	20,000
31年以上 32年未満	46,500	19,300
32年以上 33年未満	41,900	18,500
33年以上 34年未満	33,800	17,600
34年以上 35年未満	26,500	16,900

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。